

議案第 17 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理をするため必要があるからである。

長久手市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(長久手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 長久手市職員の給与に関する条例 (昭和 3 6 年長久手村条例第 1 号)
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 2 0 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当 (第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当) は、支給しない。 (1) 及び (2) (略) (3) 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員 (前 2 号に掲げる者を除く。) で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者 (当該処分を取り消された者を除く。) で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの	第 2 0 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当 (第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当) は、支給しない。 (1) 及び (2) (略) (3) 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員 (前 2 号に掲げる者を除く。) で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者 (当該処分を取り消された者を除く。) で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に
期末手当を支給することとされて
いた職員で当該支給日の前日まで
に離職したものが次の各号のいず
れかに該当する場合は、当該期末手
当の支給を一時差し止めることが
できる。

(1) 離職した日から当該支給日の
前日までの間に、その者の在職期
間中の行為に係る刑事事件に関
して、その者が起訴（当該起訴に
係る犯罪について拘禁刑以上の
刑が定められているものに限り、
刑事訴訟法（昭和23年法律第1
31号）第6編に規定する略式手
続によるものを除く。第3項にお
いて同じ。）をされ、その判決が
確定していない場合

(2) （略）

2 （略）

3 任命権者は、一時差止処分につい
て、次の各号のいずれかに該当する
に至った場合には、速やかに当該一
時差止処分を取り消さなければなら
ない。ただし、第3号に該当する
場合において、一時差止処分を受け
た者がその者の在職期間中の行為
に係る刑事事件に関し現に逮捕さ
れているときその他これを取り消

第20条の3 任命権者は、支給日に
期末手当を支給することとされて
いた職員で当該支給日の前日まで
に離職したものが次の各号のいず
れかに該当する場合は、当該期末手
当の支給を一時差し止めることが
できる。

(1) 離職した日から当該支給日の
前日までの間に、その者の在職期
間中の行為に係る刑事事件に関
して、その者が起訴（当該起訴に
係る犯罪について禁錮以上の
刑が定められているものに限り、
刑事訴訟法（昭和23年法律第1
31号）第6編に規定する略式手
続によるものを除く。第3項にお
いて同じ。）をされ、その判決が
確定していない場合

(2) （略）

2 （略）

3 任命権者は、一時差止処分につい
て、次の各号のいずれかに該当する
に至った場合には、速やかに当該一
時差止処分を取り消さなければなら
ない。ただし、第3号に該当する
場合において、一時差止処分を受け
た者がその者の在職期間中の行為
に係る刑事事件に関し現に逮捕さ
れているときその他これを取り消

すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 及び(3) (略) 4～6 (略)	すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>___以上の刑に処せられなかった場合 (2) 及び(3) (略) 4～6 (略)
--	--

(長久手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第2条 長久手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年長久手村条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u>___以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)

(長久手市消防団条例の一部改正)

第3条 長久手市消防団条例（昭和55年長久手町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 及び(3) (略)	(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 及び(3) (略)

(長久手市表彰条例の一部改正)

第4条 長久手市表彰条例（昭和59年長久手町条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(資格の喪失) 第6条 表彰を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失う。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) (略)	(資格の喪失) 第6条 表彰を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失う。 (1) <u>禁こ</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) (略)

(長久手市情報公開条例の一部改正)

第5条 長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 3 5 条 第 2 0 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	第 3 5 条 第 2 0 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

(長久手市ラブホテル等建築規制条例の一部改正)

第 6 条 長久手市ラブホテル等建築規制条例（平成 1 9 年長久手町条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第 1 7 条 第 1 3 条第 1 項に規定する命令に違反した建築主等は、6 月以下の <u>拘禁刑</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 2 (略)	(罰則) 第 1 7 条 第 1 3 条第 1 項に規定する命令に違反した建築主等は、6 月以下の <u>懲役</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 2 (略)

(長久手市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の一部改正)

第 7 条 長久手市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（平成 2 3 年長久手町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第 3 6 条 第 3 0 条の規定に基づく命令に違反した者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第 3 6 条 第 3 0 条の規定に基づく命令に違反した者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

2 及び 3 (略)	2 及び 3 (略)
------------	------------

(長久手市行政不服審査会設置条例の一部改正)

第 8 条 長久手市行政不服審査会設置条例 (平成 2 8 年長久手市条例第 6 号)
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第 8 条 第 3 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第 8 条 第 3 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

(長久手市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第 9 条 長久手市個人情報保護法施行条例 (令和 4 年長久手市条例第 2 4 号)
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (長久手市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第 3 条 (略) 2 ～ 4 (略) 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 5 号に規定する個人	附 則 (長久手市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第 3 条 (略) 2 ～ 4 (略) 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 5 号に規定する個人

情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。
---	---

（長久手市個人情報保護審査会条例の一部改正）

第10条 長久手市個人情報保護審査会条例（令和4年長久手市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（罰則） 第11条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第11条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に

係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案の概要

1 制定の趣旨

この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理をするものです。

（背景・目的）刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

2 改正の内容

所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

- (1) この条例は、令和7年6月1日から施行するものとします。
- (2) 附則第2条に罰則の適用等に関する経過措置を規定するものとします。
- (3) 附則第3条に人の資格に関する経過措置を規定するものとします。
- (4) 附則第4条に職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を規定するものとします。